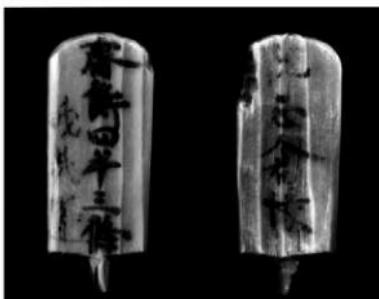


# 「三条院釣殿高杯」 — 墨書土器から邸宅名が判明 —

<http://www.kyoto-arc.or.jp>  
(財) 京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館



「三条院釣殿高杯」墨書高杯



「齊衡四年」題墨木簡



「政所」墨書高杯

西三条第 平安京の右京三條一坊六町は、南北朝時代初期に洞院公質が書き記した『拾芥抄』『西京図』に「西三条」の書き込みがあり、平安時代前期の公卿、藤原良相(813~867)の邸宅「西三条第」推定地とされてきました。2011年に六町北東部を調査したところ池が見つかり、大量の遺物が出土しました。その中に「三条院釣殿高杯」と墨書した土器があり、調査地が史料にみえる「西三条第」であることがほぼ確実となりました。平安京内の邸宅跡で、出土資料によって邸宅名が特定できたのは初めてのことです。

西三条第については、『日本三代実録』に3回登場します。貞觀元年(859)4月18日条、貞觀2年(860)4月25日条、貞觀8年(866)3月23日条で、はじめの2回の史料は、良相の実姉、藤原順子(皇后、仁明天皇皇后、文徳天皇生母)が約1年間滞在したことが記されています。3回目の史料は、清和天皇が当邸に行幸し、桜花を観望したり、文人を集めて「百花亭」の詩を詠んだとあり、9世紀後半の早い段階に当邸が盛んに用いられたことがわかります。

「三条院釣殿高杯」墨書高杯 この高杯は池の西岸で多くの遺物に

混じって出土しました。杯部の上面に「三条院釣殿高杯」と墨書してあり、「所在地・使用場所・器形」が記された、本当にありがたい土器です。

ところで、墨書の文字は「西三条第」が「三条院」となっていますが、これは皇太后藤原順子が約1年間当地に滞在したため「院」の文字が用いられたとみられます。つまり当地が皇太后御所となっていたため、三条院と称することが許されたのでしょう。

「齊衡四年」木簡 三条院については、このたび改めて重要な発見がありました。2002年の調査で、



池の西岸でみつかった釣殿の遺構（北東から）

池の中から<sup>釣り竿</sup>木簡が出土しました。当時「齊衡四年三條」「口正倉

<sup>あいこう</sup>帳」と判読されました。改めて注目したところ、口の部分は「院」と判明し、「三条(條)院」の文字史料がすでに出土していたことがわかったのです。齊衡4年(857)は皇太后順子が当邸に滞在する2年前に当たり、この時すでに「三條院」と呼ばれていたことを示しています。2つの「三条(條)院」資料が別地点から出土したことの意義は大きいといえます。

**釣殿の遺構** 墨書き土器が出土した池の西岸には礎石2基と抜抜穴

並びます。つまり西側から池内に及ぶ建物があり、池上には縁が造られていたことまで推定できました。これが「釣殿」の遺構であることは、一般的にいわれる寝殿造建物配置からみても明らかです。つまりこの墨書き土器は、まさにこの場所で使われていたのです。

**「政所」墨書き高杯** 先の墨書き土器のわずか東で、「政所」と墨書きされた高杯も出土しました。墨書きは七角形に面取された脚部の2方向に描かれています。「政所」とは、邸宅内の事務その他を執行する家政機関とされますが、ここで「三条院」

墨書き土器といっしょに出土したと

なると、当然皇太后御所との関連が想定されます。つまり皇太后的身辺の世話をする機関が付近に存在し、そこで使われた土器がこの高杯だったのでしょう。

**西三条第の遺構** 調査によって西三条第北東部の様子が判明してきました。長方形の大きな池がありました。この池の南西部には溝が取り付き、西側の別の池に水を流していました。建物は全般に小さく、東西棟が南北に独立して配置されました。池の西岸には釣殿があり、その西側も柱穴があることから、広い床をもった建物が推定できました。南西の建物は柱穴が大きく、立派な建物であったと推定できます。建物からは遠くが望めたはずです。桜花の季節、ここから眺めれば、池越しにすばらしい風景が広がっていたことでしょう。

そこで文を能くする貴族たちを集めて詩が競わされました。「百花亭」という美しい別称は、このような場面から記録されたのでしょう。

(丸川義広)

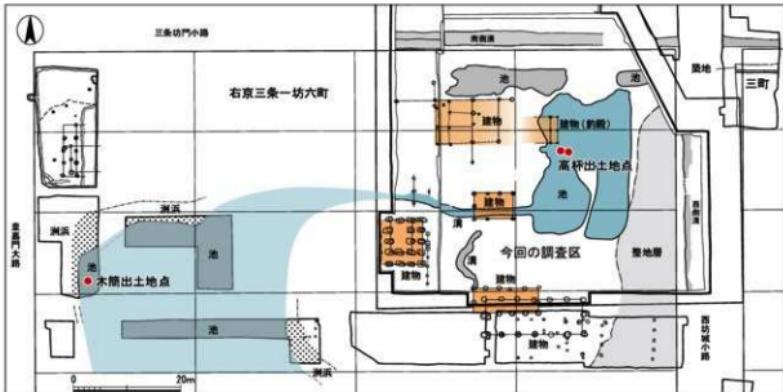


図1 西三条第北西部の遺構配置